

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第398号）

〔 部活動予算関係文書部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和6年6月28日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）は、本件審査請求に係る部分公開決定において非公開とした部分のうち、本件行政文書の作成者の印影を公開すべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年2月5日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

2019.10.1付けで、府立〇〇高校〇〇教諭が作成した「2019年度〇〇部の予算を〇〇教諭から請求された件への回答」と題された文書

- 2 同月10日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）を（1）のとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）をし、（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）本件行政文書

2019年度〇〇部の予算を〇〇教諭から請求された件への回答

（2）公開しないことと決定した部分

「2019年度〇〇部の予算を〇〇教諭から請求された件への回答」におけるクラブ予算に係る内容、個人の氏名、プライバシーに関する内容

（3）公開しない理由

ア 条例第8条第1項第4号に該当する。

本件行政文書の非公開部分には、クラブ予算に係る内容が記載されており、予算の執行における監査の事務に関する情報であって、公にすることにより、これらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

イ 条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書の非公開部分には、個人の氏名、プライバシーに関する内容が記載されており、個人の健康状態等のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

第三 審査請求の趣旨

処分取消しを求める。該当文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

請求文書について、クラブ予算に係る内容については条例における非公開事項に該当しない。理由として「予算の執行における監査の事務に関する情報」などと記載しているが、これらは非公開事項に該当しない。よって内容を精査して公開すること。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

本件で公開しないことを決定した部分に記録された情報には、当該校が行う予算の執行における監査の事務に関する情報も含まれる。本件情報は、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、条例第8条第1項第4号の規定に基づき非公開とすることが妥当である。

また、本件で公開しないことを決定した部分に記録された情報には、個人の氏名や健康状態等が記載されており、これらは特定個人が識別され得る個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であるものに該当することから、条例第9条第1号の規定に基づき非公開とすることが妥当である。

3 結論

以上のとおり、本件処分は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9

条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件行政文書のうち、府立〇〇高校が行う予算の執行における監査の事務に関する情報は条例第8条第1項第4号に該当し、個人の氏名及び健康状態等に関する情報は条例第9条第1号に該当する旨主張するので、以下検討する。

(1) 条例第8条第1項第4号について

府の機関又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。

本号は、

- ・府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって（以下「要件1」という。）、
- ・公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの（以下「要件2」という。）に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

本号の「取締り、監督、立入検査」とは、行政が権限に基づいて行うもので、府税犯則取締り、営業に対する監督、事業者への立入検査等をいい、類似の事務として指導、監査、税務調査、各種監視等がある。

また、本号の「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られると解される。

(2) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

- ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつ

て（以下「要件3」という。））、

- ・特定の個人が識別され得るもののうち（以下「要件4」という。））、
- ・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件5」という。）

が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

(3) 条例第8条第1項第4号及び条例第9条第1号の該当性について

実施機関が非公開とした部分の妥当性について、以下、検討する。

ア 府立〇〇高校が行う予算の執行における監査の事務に関する情報

(ア) 部活動に要する経費は、生徒会費及び各部活動において徴収する部費等によってまかなわれている。生徒会費は、学校徴収金として学校徴収金取扱マニュアルに基づいて、府立学校の全生徒から徴収されており、各部活動において徴収する部費は、部活動の部員から徴収されたものである。

部活動には、必要な物品の購入、大会参加費、交通費の支払等、多種多様な費用が発生するところ、生徒会は、生徒会費の予算を執行するのか、各部活の部費で負担させるのかについて判断を行い、生徒会費の予算を執行する場合は、公金に準じた適正な会計処理を行うこととなる。このような生徒会費については、内部監査等が行われているところである。

(イ) 実施機関は、公開しないことと決定した部分には、府立〇〇高校が行う予算の執行における監査の事務に関する情報が含まれ、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張する。

この点、当審査会において本件行政文書を確認したところ、その内容は、府立〇〇高校に勤務する〇〇教諭が、クラブ予算に関する教職員間でのやり取りについて、その認識等を記載したものであり、府立〇〇高校が行う予算の執行における監査の事務に関する情報は含まれず、要件1及び要件2のいずれにも該当しない。

イ 個人の氏名及び健康状態等に関する情報

(ア) 本件行政文書に記載されている個人の氏名とは、本件行政文書の作成者の印影であり、要件3及び要件4に該当する。

もともと、本件行政文書は、教諭が職務として作成したもので、公務員の職務に関連する情報であり、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」とはいえず、要件5に該当せず、公開されるべきである。

(イ) 本件行政文書に記載されている健康状態とは、特定の教職員の健康状態を内容とするものであるところ、要件3及び要件4に該当する。

公務員の職務に関連する情報は、上記(ア)のとおり、公開されるべきであるが、一方、公務員個人の私的な情報は、その職務に関連する情報であるとは認められず、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるといえる。

特定の教職員の健康状態は、公務員の職務に関連する情報ではなく、公務員個人の私的な情報であることから、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるといえ、要件5に該当する。

(ウ) 本件行政文書には、府立〇〇高校に勤務する〇〇教諭のクラブ予算の請求に係る同僚や校長とのやり取りが記載されており、当該情報は、要件3及び4に該当する。

本来、公務員の職務に関する情報は、一般に他人に知られたくないと望むことは正当であるものとは認められず公開すべきところであり、クラブ予算に関する内容もこれに該当するとも思える。

しかし、当該情報には、〇〇教諭の内面の感情等が含まれており、内面の感情等は、公務員の職務に関する情報とはいえ、一般に他人に知られたくないと望むことは正当であると認められ、要件5に該当する。

(エ) 以上のことから、非公開部分のうち、健康状態に関する情報及び府立〇〇高校に勤務する〇〇教諭のクラブ予算の請求に係る同僚や校長とのやり取りに関する情報は、条例第9条第1号に該当することから、非公開が妥当であるが、本件行政文書の作成者の印影については同号に該当せず、公開が妥当である。

3 結論

よって、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子